

大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>この特例は、大幅な株式分割等が行われた株券(以下「特例株券」という。)に係る手数料の料率に関し、必要な事項を定める。</p> <p>1.用語 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)特例株券 平成13年10月1日以降行われた株式の分割若しくは併合又は1単元の株式の数の変更(ただし、証券取引所に<u>上場</u>(日本証券業協会が証券取引法(昭和23年法律第25号)第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日前における同協会への登録を含む。)される前に行われたものを除く。)について、それぞれ行われる都度算出された当該分割比率若しくは当該併合比率又は当該1単元の株式の数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数(以下「<u>分割等による調整率</u>」という。)が<u>10</u>以上となる株券をいう。</p> <p>2. (略)</p> <p>3.特例株券に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率</p> <p>(1)預託、交付手数料の各徴収料率 株券等に関する手数料及びその料率(以下「<u>手数料及びその料率</u>」という。)1.(1)株券(注)1.に定める各料率に、<u>10</u>を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>(2)振替手数料の徴収料率 手数料及びその料率改正附則(平成17年4月1日施行)第2項に規定する別表第2第1号(注)1.に定める料率に、<u>10</u>を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>(3)保管手数料の徴収料率 手数料及びその料率1.(1)株券(注)1.に定める料率に、<u>10</u>を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額。ただし、株式の分割が行われた場合の当該基準日の翌日から効力発生日の前日までの間における徴収料率については、手数料及びその料率1.(1)株券(注)1.に定める料率に、<u>10</u>を分割等による調整率</p>	<p>この特例は、大幅な株式分割等が行われた株券(以下「特例株券」という。)に係る手数料の料率に関し、必要な事項を定める。</p> <p>1.用語 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)特例株券 平成13年10月1日以降行われた株式の分割若しくは併合又は1単元の株式の数の変更(ただし、証券取引所に<u>上場</u>又は日本証券業協会に登録される前に行われたものを除く。)について、それぞれ行われる都度算出された当該分割比率若しくは当該併合比率又は当該1単元の株式の数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数(「<u>分割等による調整率</u>」という。以下同じ。)が<u>100</u>以上となる株券をいう。</p> <p>2. (略)</p> <p>3.特例株券に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率</p> <p>(1)預託、交付手数料の各徴収料率 手数料及びその料率1.(1)株券(注)1.に定める各料率に、<u>100</u>を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>(2)振替手数料の徴収料率 手数料及びその料率改正附則(平成17年4月1日施行)第2項に規定する別表第2第1号(注)1.に定める料率に、<u>100</u>を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>(3)保管手数料の徴収料率 手数料及びその料率1.(1)株券(注)1.に定める料率に、<u>100</u>を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額。ただし、株式の分割又は併合が行われた場合の当該基準日の翌日又は当該株券提出期日の翌日から効力発生日の前日までの間における徴収料率については、手数料及びその料率1.(1)株券(注)1.に</p>

を変更する前の当該調整率で除して得た数（当該除して得た数が1を超えるときは、1）を乗じて得た額

4 .・ 5 . （略）

附 則

この改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

定める料率に、100 を分割等による調整率を変更する前の当該調整率で除して得た数（当該除して得た数が1を超えるときは、1）を乗じて得た額

4 .・ 5 . （略）